

## 社会福祉法人 愛友会 役員報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 愛友会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び法人業務に携わったときの諸経費について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

### (役員等に対する報酬等支給基準)

第3条 役員等に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない（社会福祉法第45条の3第1項）。

2 この報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けるとともに（社会福祉法第45条の3第2項）、公表しなければならない（社会福祉法第59条の2第1項第2号）。

### (理事会及び評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席に対する費用弁償)

第4条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 役員等において、施設、法人本部を兼務する者には、実費弁償費を支払わない。

### (報酬の種類及び額)

第5条 法人の役員のうち、理事長及び執行理事に対して理事報酬を支給する。

2 理事報酬は、月次報酬とする。

3 月次報酬の額は、基準報酬月額を次のように定める。

理事長 月額 300,000円

執行理事 月額 150,000円

4 理事長及び執行理事の報酬を改正する場合は、評議員会の決議によって定める。

### (報酬の支給)

第6条 報酬の支給方法及び支給日は、法人職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

### (受章祝金)

第7条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、香川県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表2に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第8条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表2に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第9条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表2に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第10条 役員等が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第11条 役員等が死亡したときは、別表4に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000 円
評議員会出席報酬等	5,000 円
評議員会選任・解任委員会出席報酬等	5,000 円

別表 2 祝金及び見舞金

区 分	支給基準	支給基準額
受章祝金	厚生労働大臣、香川県知事表彰受章	20,000 円
	国の褒章制度による褒章受章	30,000 円
	理事長が指定した褒章	10,000 円以上 30,000 円以内
傷病見舞金	私傷病見舞金	10,000 円
	業務上の傷病による見舞金（通勤災害含む）	30,000 円
災害見舞金	被害の程度により	10,000 円以上 50,000 円以内

別表 3 弔慰金

対象者	支給基準額	備 考
理事長	100,000 円	弔電・生花
その他の役員等	50,000 円	

別表 4 香華料

対象者	支給基準額	備 考
配偶者	30,000 円	弔電・生花
父 母	10,000 円	
配偶者の父母、義父母	10,000 円	
子	30,000 円	
祖父母	10,000 円	弔 電
兄 弟	10,000 円	